

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る重要事項説明書

<令和6年10月1日現在>

1 長泉北地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）として、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

2 事業の目的

センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「保健師等」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とします。

3 センターの運営方針

- (1) センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4) 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (5) 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

4 事業所としてのセンターの概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業者及び事業所名	社会福祉法人 聖家族の園 長泉北地域包括支援センター
所在地 電話番号	静岡県駿東郡長泉町下長窪 781-1 055-941-5335
介護保険指定番号	2201300056

指 定 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日
通常の実施地域	長泉町 長泉北中学校区 上土狩全域 上土狩区中土狩地番

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	平 日
休 業 日	土日・祝祭日、12月30日～1月3日まで
営 業 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

※ 緊急連絡電話（営業時間外や休日は転送によるオンコールにて対応）
長泉北地域包括支援センター 055-941-5335

(3) 職員体制及び資格

職種	職務内容	常勤	非常勤	常勤換算	合計
管理者	管理業務	0.5人 (主任介護支援 専門員と兼務)	0人	0.5人	0.5人
保健師又は 経験のある看護師	介護予防支援に 関する業務	1人	0人	1人	1人
主任介護支援専門員		1.5人	0人	1.5人	1.5人
社会福祉士		1人	0人	1人	1人

5 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者

事業所の保健師等又は事業所が業務の委託をした居宅介護支援事業所の介護支援専門員(以下「担当職員等」という。)が、担当します。

6 サービス利用に関する注意事項

(1) 担当職員等をやむを得ない事情で変更する場合は、新しい担当職員等の所属及び氏名を文書で通知します。ただし、利用者が特定の担当職員の指名はできません。

(2) 利用者又はその家族の同意がある場合、介護予防サービス支援計画書の作成のために招集して行う会議（サービス担当者会議）において、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができます。なお、テレビ電話装置等を活用して行う場合は、個人情報の適切な取り扱いに留意します。

(3) 電磁的記録等

センターは、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の利用者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により対応できるものとします。

(4) 利用者は、サービスの選択にあたり、担当職員等に対し、複数の訪問型サービス事業所、通所型サービス事業所、その他生活支援サービス事業所等の説明及び提案を求めることができます。

(5) 利用者は、病院又は診療所に入院する必要が生じたときは、当該利用者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを担当する担当職員等の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えください。

7 介護予防サービス・支援計画書（以下「予防プラン」という。）の作成費（利用料）

利用者は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等があった場合、保険証記載の給付制限の状況に応じた介護報酬の金額をいただくことがあります。

《参考》

項目	単位	1 単位	金額
イ. 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	442 単位	10.21 円	4,512 円
ロ. 初回加算	300 単位		3,063 円
ハ. 委託連携加算	300 単位		3,063 円

8 プライバシーの保護

担当職員等は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及びその家族の情報を介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行う以外、他の機関や他の人に伝えることはありません。

9 契約の解除

契約書第9条2項及び3項の、やむを得ない事情や背信行為の例は、以下のとおりです。なお、これらはいくまでも一例であり、これらの行為以外でも契約解除の該当になる行為があります。

(1) 暴力又は乱暴な言動、無理な要求

※殴ろうとする、物を投げつけようと威嚇する。実際に殴る、物を投げつける。手を払いのける。服を引きちぎる。刃物を向ける。怒鳴る、奇声・大声を発する、保健師等の話を聞かず一方的に要求を訴える。

※介護予防ケアマネジメント等契約内容（定期的な訪問等）の拒否・介護保険法等関係法の不遵守・契約内容以外のサービスの強要。その他社会通念上カスタマーハラスメントに該当すると思われる行為。

(2) セクシュアルハラスメント

※保健師等の体を触る、手を握る。腕を引っ張る、抱きしめる。裸の写真を見せる、性的な話や、卑猥な言動をする。その他社会通念上セクシュアルハラスメントに該当すると思われる行為。

(3) その他

※保健師等の自宅の住所や電話番号を聞いたり、連絡の必要がないと思われる内容での、センターへの繰り返しの連絡や、その他ストーカー行為。保健師等の写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと。また、それらを無断でSNS等に掲載すること。

※偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合。
※運営法人の都合その他諸事情により、センター業務を終了する場合。

10 苦情の受付

- (1) 当事業所の作成した予防プラン及びその計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 長泉北地域包括支援センター 管理者 相澤 要

電話 055-941-5335

- (2) 長寿介護課の相談・苦情受付は下記のとおりです。

担当 長泉町役場 長寿介護課

電話 055-989-5511

- (3) 静岡県国民健康保険団体連合会の相談・苦情受付は下記のとおりです。

担当部署 介護保険苦情相談

電話 054-253-5590

令和 年 月 日

(事業者)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 長泉町下長窪 7 8 1 - 1

名称 長泉北地域包括支援センター

説明者 印

(利用者)

この説明書により、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項の説明を受けました。また、この説明を理解し、可能な限り介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施する担当者等に協力し、介護予防サービス・支援計画書の作成及び介護予防サービス等提供のために必要な情報として、利用者及びその家族の個人情報を用いることについて承諾します。

住所

氏名 印

代理人 (選任した場合)

住所

氏名 印